

事業主・事業所の皆様へ

「シルバー派遣事業」のご案内

高岡市シルバー人材センターでは、
高齢者への就業機会の拡大を図るため「**シルバー派遣事業**」を行っています。



当センターに登録されている会員のうち、派遣事業で就業を希望する会員で、富山県シルバー人材センター連合会に雇用された「派遣労働会員」を、企業・事業所等へ派遣します。

これまでに培った豊かな知識・技能を活かして、より専門的な分野でご活躍いただき、地域社会に貢献していただく機会を提供します。



「シルバー派遣事業」とは？

高岡市シルバー人材センターでは会員の就業機会拡大につなげるため、これまでの請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「指揮命令を受ける作業」や「従業員との混在作業」など、多様な働き方が可能となるシルバー派遣事業を行っています。

法の定めにより、港湾運送業、建設業務、警備業務、病院の医療関係業務へは派遣ができません。

「シルバー派遣事業」の概要と仕組み



公益社団法人

高岡市シルバー人材センター

高岡シルバー

検索

本所

〒933-0935 富山県高岡市博労本町4番1号(高岡市ふれあいセンター内2階)
TEL (0766)20-1650 FAX (0766)20-1648

福岡支所

〒939-0118 富山県高岡市福岡町大野97番地1
TEL (0766)64-5501 FAX (0766)64-4480

事業主（派遣先）の皆様へ

- 原則60歳以上の派遣労働会員を派遣します。
- 豊かな経験・知識・技能を有した会員（人材）を事業主のニーズに合わせて派遣します。
- 派遣労働者は、「臨時的・短期的な就業（月10日程度以内）またはその他軽易な業務（週20時間未満）」の就業になります。
- 派遣契約期間は原則1年になりますが、H27年の法改正で、3年問題の制限は対象外（60歳以上の登録会員）となりました。
- 派遣料金は、賃金 + 手数料 + 消費税になります。
- 手数料は、派遣会員の労働災害保険、有給休暇付与、研修費及び事務管理費として、賃金の20%を請求させていただきます。
- 事業所等が労働者の派遣を受けるに当たり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は法令により禁止されています。
- 高齢者にとって危険又は有害な作業等につきましては、シルバー派遣として派遣することができません。
- 労働者派遣契約を締結し、派遣労働会員を派遣します。
- 労働者派遣契約に基づき派遣契約料金をお支払いただくことになります。

こんな働き方でお客様のお役に立ちます

- ① 派遣会員が培ってきた専門的な技術・技能を伝承したり、事業所等の社員と共同して製品の加工・組立等作業を行います。
- ② 豊富な経験・知識のある派遣会員が、お客さまにとって必要な期間だけ、事業所をサポートします。
- ③ その他、日常的に業務指示をする必要があるなど、請負・委任契約による仕事に馴染まない作業に最適です。

主な仕事内容

福祉・子育て分野

- ▶ 介護施設等での補助的な業務
- ▶ 保育園・幼稚園での補助的な業務

技能・技術分野

- ▶ 工場内での軽作業（加工・組立・検品等）
- ▶ 調理
- ▶ 各種自動車の運転

サービス分野

- ▶ 小売・スーパーでの商品出しや店員
- ▶ 遺跡の発掘

事務・外交分野

- ▶ 一般事務・受付
- ▶ 配達・運搬
- ▶ 販売・集金

